



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

住 所 兵庫県姫路市豊沢町 7 9 番地
会 社 名 WDBホールディングス株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 中 野 敏 光
役 職 氏 名
(コード番号 : 2475 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 専 務 取 締 役 大 塚 美 樹
電 話 番 号 079-287-0111

当社定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 28 年 6 月 23 日に開催を予定しております定時株主総会に、当社定款の一部変更の件を付議することを決議いたしましたのでここにお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる対象者が変更されたため、現行定款第 30 条第 2 項および第 39 条第 2 項に所要の変更を行うものです。

なお、現行定款第 30 条 2 項の変更については、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款変更の内容につきましては、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(取締役の責任軽減) 第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。	(取締役の責任軽減) 第 30 条 (現行どおり)

<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の実任軽減)</p> <p>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。</p>	<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の実任軽減)</p> <p>第 39 条 （現行どおり）</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。</p>
--	--

3. 変更の日程

- (1) 取締役会決議 平成 28 年 5 月 11 日
- (2) 株主総会決議 平成 28 年 6 月 23 日
- (3) 効力発生日 平成 28 年 6 月 23 日

以上